

特定非営利活動法人 わたげの会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人わたげの会という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を、宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、障害者、お年寄り、不登校や引きこもりの経験者に対して、その家族も含めたネットワークづくりを推進する事業、および、彼らの社会参加、自立を支援する事業などを行い、お互いが支え合って、生きがいを持って生活していく地域社会の構築に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 健康、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域活動支援センターに係る事業
 - ② 共同生活援助事業
 - ③ 不登校や引きこもり経験者の自立（進学、就労）や社会参加を支援する事業
 - ④ 不登校や引きこもり経験者の家族を支援する事業
 - ⑤ 自立生活へ向けての共同生活事業
 - ⑥ その他の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条（種別）

この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、かつ、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

第7条（入会）

正会員、賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

正会員、賛助会員は、理事長が別に定める会費を納入するものとする。

第9条（退会）

正会員、賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第10条（会員の資格の喪失）

正会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事長は退会したものとみなすことができる。

- (1) 退会届けを提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第11条（除名）

正会員、賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

第12条(会費等の不返還)

すでに納入された会費その他の金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条(種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

第14条(選任等)

理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、総会で選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人をこえて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条(職務)

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次にかかる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又

監事はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条(任期等)

役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においては、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたと認められるとき。

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併

- (5) 監事の選任
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

第24条（開催）

- 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第25条（招集）

- 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも総会の5日前までに招集通知を発信しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

- 総会における議決事項は、原則として第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

- 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由で総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第32条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 理事の選任
- (4) 役員の解任及び報酬
- (5) 事業計画及び活動予算
- (6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第34条（招集）

理事会は、理事長が招集する

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも理事会の5日前までに招集通知を発信しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席理事数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面によって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから、その事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

第7章 資産及び会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第40条（資産の区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費の使用は、理事長が副理事長と協議の上決定後、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第47条（事業計画及び活動予算の変更）

事業計画及び活動予算の変更は、理事長が副理事長と協議の上決定し、理事会に報告するものとする。

第48条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又

は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更に伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の承諾を得るものとする。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得るものとする。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、他の特定非営利活動人に譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得るものとする。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページ上に掲載して行う。

第10章 雜則

第56条（細則）

この定款の施行に必要な細則は、理事長が副理事長と協議の上定め、理事会に報告するものとする。

附 則

1 この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

（宮城県知事認証日 平成18年9月6日 定款第16条一部変更）

この定款は、平成22年7月24日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 秋田 敦子

副理事長 三品 育子

同 高橋 俊也

理事 芳賀 直義

同 宮腰 孝

同 旗野 昌弘

同 後藤 孝聰

同 大竹 光

同 菅澤 智樹

同 三浦 実

同 三品 信敏

同 爲貝 光博

監事 秋田 靖博

同 良一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から、平成14年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立後、会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から、平成13年3

月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年額一口 1,000円

賛助会員 年額一口 10,000円

7 この法人の設立により、わたげの会の会員及び一切の財産は、この法人が承継する。

附則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。

(宮城県知事認証日 平成18年9月6日 定款第16条一部変更)

附則

この定款は、平成22年7月24日から施行する。

附則

この定款は、法第9条に規定する所轄庁の認証のあった日から施行する。

この定款は、法第9条に規定する所轄庁の認証のあった日から施行する。

(仙台市長認証日 平成24年5月17日 一部改定)

附則

この定款は、令和2年6月27日から施行する。